

道路交通法施行令の一部を改正する政令
運転免許の欠格期間の延長等 平成21年6月1日施行

◆平成19年の
道路交通法改正

悪質・危険運転者対策

・酒酔い運転や救護義務違反等の悪質・危険な違反を行なった運転者について、免許取消し後の欠格期間の上限を5年から10年に引き上げ

「政令で定める基準に従い」

改正前

危険運転致死傷

・欠格期間は一律5年

改正後

・結果の重大性に応じて5年～8年
(ひき逃げの場合10年)

酒酔い運転・麻薬等運転

・欠格期間は原則2年
・事故を起こした場合は
2年～5年

・原則3年
・事故を起こした場合は3年～7年
(ひき逃げの場合10年)

救護義務違反(「ひき逃げ」)

・付加点数として処理
・2年～3年を加算

・独立の処分理由となり、3年の欠格期間
・他の違反と合わせると最大で10年

・酒気帯び運転についても、基礎点数を引き上げ

酒気帯び運転(0.25以上):13点→**25点**(免許取消し・欠格期間2年)

酒気帯び運転(0.15以上0.25未満):6点→**13点**(免許停止:原則90日)

・平成21年6月1日施行